

1. 件 名：女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和4年7月20日 16時00分～17時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
藤川安全審査官、宮嶋安全審査官、上田審査チーム員、
長江技術参与

東北電力株式会社：

本店 土木建築部 部長、他7名

本店 原子力部（放射線管理） 課長、他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川原子力発電所 周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（改1）
- (2) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域、保安規定審査基準の説明）（改1）
- (3) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）
- (4) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のウエダですそれでは、ヒアリングを始めていきたいと思いません。本日は、
0:00:07	東北電力女川原子力発電所の保安規定変更認可申請について、
0:00:13	ヒアリングとなります。
0:00:15	それでは、事業者から説明をお願いいたします。
0:00:23	はい。初めまして初めに東北電力の渡邊の方から、ちょっと一言ごあいさつさせていただきます。前回ですね、周辺監視区域ってのは
0:00:33	周辺公衆の被ばく、
0:00:35	防護のために設けられるものであり、安易に変えられるものではないというようなお話であったりとかですね、あと保安規定は設置許可を受けた後の後段、
0:00:46	規制というふうなことでの話をいただいております全く
0:00:52	その通りでございます我々としても重々、その部分はですね、承知してるところではございましたが、前回の説明では設置許可、特に、
0:01:02	被ばく評価への影響の有無の観点というところで、説明の丁寧さがですね、欠けていたというふうに思っております。
0:01:12	また今回は手続き上、保安規定が先行してしまうことになるんですが、最終的に、設置許可と保安規定を、
0:01:22	どのように整合をとっていくのかというような点につきましても前回は、資料の方に記載がなかったというようなことで、これ廃止措置も含めてでございますが、
0:01:32	今回こうした点も踏まえてですね、改めて設置許可廃止措置計画の取り扱いについて、整理させていただきましたので、これからご説明をさせていただきますと思いますどうぞよろしくお願いいたします。
0:01:48	東北電力の五十嵐です。初めにお手元の資料の方、確認させていただきますグレーのファイルに入っているものでございます。
0:01:56	資料四つございまして、資料1が前回を使ったもののパワーポイントの方ですねこちらの概略をまとめたものでございます。
0:02:06	それから資料2として、こちらも前回のものから変更して改定したものを用意してございます保安規定審査基準の説明を主にしたものです。
0:02:16	それから今回新しく資料3として設置許可の取り扱い、それから資料4として廃止措置計画の取り扱い、以上4点の資料をご用意してございます。資料の過不足等ございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	はい。それでは初めにですね前回、設置許可への教務ですとか、被ばく評価のところ、コメントいただいてましたのがまず資料3の方から担当の方からご説明させていただきます。説明者変わります。
0:02:49	東北電力ウルシダテです。それでは、資料3、右肩資料3、補足説明資料②原子炉設置許可申請書の取り扱い。
0:02:58	という資料を用いましてご説明いたします。
0:03:02	次のページ2ページ目には目次を記載してございます。この流れに沿ってご説明させていただきます。
0:03:09	次のページ3ページ目お願いいたします。
0:03:11	こちらには、1ポツ、女川原子力発電所周辺監視区域境界変更に伴う、
0:03:17	原子炉設置許可申請書の申請の要否についてまとめてございます。
0:03:23	今回女川原子力発電所の安全対策工事に伴う工事エリアを確保するため、女川原子力発電所周辺監視区域、
0:03:30	境界の南南西にあたる一部の部分を、
0:03:34	拡張することとしてございます。
0:03:37	この周辺監視区域境界の変更に関して、原子炉設置許可申請書の本文記載事項、これの影響について確認して参りました。
0:03:46	確認の結果、周辺監視区域境界の変更に伴う本文記載事項の変更は不要であることから、
0:03:53	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、これの第3、第43条3の8に基づく、
0:04:01	原子炉設置許可申請書の変更認可申請は不要であると。
0:04:06	いうふうに整理してございます。
0:04:08	その整理費の内容、本文及び添付書類における、周辺監視区域境界に関わる記載並びに今回の変更が、
0:04:17	記載事項の変更を伴うものであるか否かについては、これ以降の資料についてご説明いたします。
0:04:26	次のページをお願いいたします。
0:04:29	次のページからは、2ポツ、原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に関わる記載と、その影響について整理したものをご説明いたします。
0:04:40	原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に関わる記載とその影響の有無及びその理由については、
0:04:47	次ページ以降の表2-1に示してございます。整理してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:53	また、原子炉設置許可申請書のうち、修正が必要な図面、こちらについては、
0:04:58	後程ご説明します表 2-2 に示してございます。
0:05:03	次のページをお願いいたします。
0:05:05	5 ページ目以降には、表 2-1 として、原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に関わる、
0:05:13	エキサイト影響についてまとめた表としてございます。
0:05:18	左側に、原子炉設置許可申請書本文から添付書類 11 までの内容を確認した結果を確認し、
0:05:27	その該当箇所の項目について記載してございます。
0:05:31	それら該当箇所に関する記載、設置許可基準機等設置許可に記載のまま、そのままの記載を、
0:05:38	真ん中に載せてございます。
0:05:41	これらに関して影響の有無を確認し、その理由について記載、右側に記載してございます。
0:05:50	次のページをお願いいたします。
0:05:53	本文から添付書類 11 まで記載しておりまして、
0:05:57	6 ページ目に記載のあります中段下にありますが、
0:06:02	申請書、添付書類、添付参考図と、
0:06:06	いうものに関しまして、
0:06:09	確認した結果、こちらは敷地全体を示す図であり、周辺監視区域境界の修正が必要であることから、影響ありというふうにしてございます。
0:06:21	それ以降、
0:06:22	添付書類に関しまして該当する箇所、
0:06:25	載せておりまして、それらのいずれにし、いずれについても、
0:06:30	影響はないということで記載してございます。
0:06:34	それぞれの内容に関しましては、所ご説明は割愛させていただきます。
0:06:40	続いて、
0:06:44	ページ、14 ページ目になります。
0:06:48	表の 2-2 としまして、原子炉設置許可申請書のうち、
0:06:53	修正が必要な図面について、
0:06:56	リスト化してございます。
0:06:59	先ほどご説明した、申請書添付、参考図、こちらは発電所一般配置図を、
0:07:07	示している図になりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	これを含め添付書類に、
0:07:12	記載されている図。
0:07:14	について、
0:07:15	周辺監視区域境界の辺修正が必要なものに関して、リストアップし、こちらについて影響があるというふうにさせていただきます。
0:07:23	以降 15 ページから 28 ページまで、
0:07:29	リストに記載した図について、
0:07:32	抜粋を載せてさせていただきます。
0:07:36	これらの説明は割愛させていただきます。
0:07:41	続いて、29 ページ目になります。ここから、3 ポツ、線量評価に関わる影響評価及び分析についてご説明いたします。
0:07:53	3.1 として、線量計算地点の選定の考え方及び影響について、
0:07:58	平常運転時の線量評価地点の選定の考え方。
0:08:03	こちらについては、
0:08:04	発電用軽水型、
0:08:06	原子炉設置施設周辺の線量目標値に対する評価指針、こちらに従いまして、
0:08:13	周辺監視区域境界上で、1000 計算点がほぼ均等の間隔でえられるよう、1 号排気塔を中心として、
0:08:21	その点から 16 方位に計 3 点を選定させていただきます。
0:08:25	なお、指針上では、市、敷地境界上と。
0:08:29	なっておりますが、評価結果に保守性を確保確保する観点で、
0:08:35	敷地境界の内側である、周辺監視区域境界上に、平常時、平常運転時の線量評価地点を選定させていただきます。
0:08:44	次に事故時の線量計算地点の選定の考え方につきましては、
0:08:49	こちらは事故時については、敷地境界上の方、
0:08:53	敷地境界上で放出元を中心とした、
0:08:57	16 公園に検査点を設定させていただきます。
0:09:00	次のページをお願いいたします。
0:09:03	30 ページ目には、3.2、平常時、
0:09:07	線量評価に対する影響についてご説明いたします。
0:09:11	まず初めに、3.2. 1 として、放出元から線量計算地点までの距離について記載させていただきます。
0:09:20	周辺監視区域境界の変更箇所は、次のページ、図 3-125、お示しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	赤丸で示す位置が変更箇所となります。
0:09:32	周辺監視区域境界の変更箇所は、既存の線、線量計 3 地点、これに当たらない。
0:09:39	ものの、
0:09:40	変更による周辺へへ診療変、
0:09:43	線量評価への影響を確認する観点から、
0:09:47	図 3-1 に示す評価点 A 及び B における線量評価を、診療液を評価する前提として、
0:09:56	その近傍の線量計 3 地点、SSW、
0:09:59	における評価条件を適用し、線量評価を実施してございます。
0:10:05	評価点につきましては、最も敷地境界側へ拡張された主距離が大きくなる位置であり、放出元からの距離は 174、104、740 メートルとなります。
0:10:19	けさ評価点 B につきましては、放出元からの距離が 660 メートルと最短となる位置と、
0:10:27	なりますこの 2 点に関して、影響を確認してございます。
0:10:32	次に放出減の有効高さについてになります。
0:10:36	大気拡散の計算に使用する放出元の有効高さに関しては、風洞実験により求めてございます。
0:10:44	風洞実験の結果から、平常運転時の線量評価に用いる放出下の有効高さにつきましては、
0:10:52	後ろのページ 33 ページの表 3-1 に示している通り、結果、
0:10:58	の結果となっております。
0:11:00	周辺監視区域境界の変更にあたっては、線量計算地点、こちらの高さには変更ございませんが、
0:11:07	変更がないため、この風洞実験の有効を実現の有効高さの結果に影響がないと整理してございます。
0:11:16	一方で、周辺監視区域境界の変更に伴い、周辺監視区域境界の敷地高さは高くなりますが、
0:11:23	線量計 3 地点、SSW、こちらが AOP1119 メートルであります、これに比べ、
0:11:31	変更される箇所は、
0:11:33	P111 メートルと 8 メートル低い位置となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:39	このことから、変更位置での放出下の有効高さは、線量計算地点SSWの有効高さに比べ、8メートル高くなると考えられます、考えられますので、
0:11:51	仮にSSWの有効高さを8メートル高くした時の線量影響として評価を実施してございます。
0:12:03	34ページ目お願いいたします。
0:12:07	3.2.3として確認結果についてご説明いたします。
0:12:13	設置許可添付書類9の平常運転時における一般公衆における実効線量につきましては、下の表3-2に示す通りとなっております、
0:12:24	三つの経路の合計値をいたしてございます。放出元から線量計算地点までの距離及び、
0:12:32	周辺監視区域境界における有効高さの変更の影響を受ける被ばく経路としましては、①番の、
0:12:39	気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量が考えられます。
0:12:44	①番の経路につきまして各行為の実効線量は、
0:12:50	次ページ、図3-3の(1)に示す通り、やはり、
0:12:55	実効線量が最大となる方位は、1号排気塔S-SE方向で、こちらは13マイクロシーベルトパーイヤーとなっております。
0:13:05	また今回へ周辺監視区域境界を変更する1号排気塔のSS方向SSW方向の、
0:13:13	線量についてはそれぞれ5.1、4.7mSvパーイヤーとなっております、
0:13:19	最大方位であるSEの、
0:13:21	13mSvファイアーウに対して、6割程度低い値となっております。
0:13:27	評価点最長。
0:13:30	市での評価点への実効線量につきましては、確認した結果、
0:13:35	約4.2ミリシーベルトパーイヤーとなりまして、
0:13:39	線量計算地点SSW4.7mSvパーイヤーと比較して線量影響は1割程度低減することを確認してございます。
0:13:49	また、最短距離となる評価点Bのセンチ小線量につきましては、
0:13:54	約4.7mSvパーイヤーとなり、SSWと比較し、同程度であることを確認してございます。
0:14:04	これらの評価点の有効高さについては、Ss-Dの有効高さに変更となる周辺監視区域境界との高低差8メートルを加えた。
0:14:13	高さ183メートルを評価上の有効高さとして適用してございます。
0:14:19	この確認結果から、最大地点、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	には変更なく、合計値は 16mSvであり、
0:14:28	線量目標値の 50mSvに影響を与えるものではないということを確認して ございます。
0:14:37	37 ページ目お願いいたします。
0:14:42	37 ページ目には、3.3、事故時線量評価結果に対する評価に対する影 響についてご説明いたします。
0:14:51	3.3. 1として放出元から 1000 量計算地点までの距離、
0:14:56	こちらについては、先ほどご説明いたしました。
0:15:00	平常。
0:15:01	次の線量評価に対する影響の、
0:15:04	放出元から線量計算地点までの距離、こちらと同様に、
0:15:09	線量計算地点には、今回の変更は当たりませんが、
0:15:13	仮にSSW、
0:15:15	こちらを 60 メーター拡張した時の線量影響を確認してございます。
0:15:20	また、放出下の有効高さにつきましても、平常時の評価と同様に、有効 高さを
0:15:27	60、
0:15:29	高低差 8 メートル分を高くした時の線量影響を評価してございます。
0:15:34	その結果を 39 ページ。
0:15:37	3.3. 3、確認結果に示してございます。
0:15:42	支援監視区域境界を広げることで、
0:15:45	評価 1 は、放出元から遠ざかるため線量影響を軽減する方向となりま す。また、
0:15:51	変更位置での放出下の有効高さは 8 メートル高くなると考えられること から、
0:15:56	線量影響は低減する方向となります。
0:15:59	ここで事故時に放出放射性物質を排気塔から放出する代表的なシナリ オとして、
0:16:07	冷却材喪失事故時の大気拡散を用いて、
0:16:10	事故時の線量影響の軽減の程度について、表 3 に主表。
0:16:15	3-3 に示してございます。ございます。
0:16:19	こちらに示す通り、
0:16:21	SSWの、
0:16:24	60 メーター拡張し、有効高さ 8 メートル高くした場合の、
0:16:28	相対濃度、相対線量につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:31	1割程度低下し、線量影響を低減すること。
0:16:35	が、を確認してございます。
0:16:40	次ページ以降に、ELOCA時、冷却材喪失事故時を含めた各種事故時の線量計算地点と、
0:16:48	線量評価結果の最大値につきまして、記載してございます。
0:16:55	最後になりますが、
0:16:56	最終ページ、43ページで、
0:16:59	4ポツ、保安規定変更内容の原子炉設置許可申請書への反映の考え方について、
0:17:06	整理してございます。
0:17:09	今回、Aの変更に伴って、原子炉設置許可申請書の本文記載事項には変更はございませんが、
0:17:17	ご説明した2ポツ、
0:17:19	の、
0:17:20	表2-2に示す図。
0:17:22	これにつきましては、
0:17:24	事業者としての許可希望である、2022年12月に向けて現在審査いただいている。
0:17:31	特定重大事故等対処施設設置に関わる原子炉設置許可申請書、
0:17:36	こちらの補正に合わせて、修正を実施することとしたいと考えてございます。
0:17:45	続いて、
0:17:47	補足、
0:17:49	補足説明資料として添付してございます。
0:17:54	資料についてご説明いたします。周辺監視区域境界の変更が、大気拡散条件与える影響についてということで、資料整理してございます。
0:18:06	女川原子力発電所において周辺監視区域境界付近に、工事に伴う土砂のモニタテを実施する計画でございます。
0:18:15	これによって、大気拡散条件の一つである方資源の有効高さを求める風洞実験に対する影響について、以下について以下に考察してございます。
0:18:25	発電用原子炉施設の安全し解析における放出元の有効高さを求めるための風洞実験実施基準2019年の
0:18:34	においては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:36	既設放出元に対する増設建屋の影響が著しくないと予想される条件として、
0:18:42	2点ありまして、
0:18:44	放出元の基本出現近傍の地形が増設により極端に変更しない場合であって、
0:18:50	既設放出下の実高さが、
0:18:53	増設伊達家の高さの2.5倍以上ある場合、
0:18:56	または、既設喪失元と増設建屋の距離が十分にある場合と記載されてございます。
0:19:04	これを踏まえ女川における、
0:19:07	土砂のモリタテの影響について整理してございます。
0:19:11	1ポツに、その影響について整理した結果を載せてございますが、
0:19:16	風洞実験の要否を検討する上で、建屋の増設の場合は、次のページ、図、第1図に示しております通り、
0:19:24	建屋の設置位置の標高を基準として、その標高に建屋の高さ2.5倍を加えた高さが、F排気塔実高さが175メートル。
0:19:35	これを上回る場合には、
0:19:37	建屋の増設による影響があるものと整理してございます。
0:19:41	今回の土砂モリタテによる影響を確認するにあたっては、江森建てる土砂を建屋とみなして、同様の確認を行ってございます。
0:19:51	当社盛り立ての概要については図2に示す通りでございます。
0:19:56	これについて確認した結果については第1表に示してあります通り、
0:20:02	既設放出元の実高さが、増設建屋の高さ2.5倍以上ある場合、または、
0:20:08	既設放出元と増設建屋の距離が十分にある場合、これに該当することを確認でき確認したことから、
0:20:16	過去に実施した風洞実験の結果に対し影響するものではないと。
0:20:21	ということで整理してございます。
0:20:26	補足説明資料についてはご説明以上となります。
0:20:29	こちらで、設置許可の取り扱いに関するご説明は以上となります。
0:20:46	はい。東北電力の鎌田です。続きましてですね資料の4を用いまして廃止措置計画の取り扱いについてご説明をさせていただきます。
0:20:55	資料右下2ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:02	こちらに本資料の目次を記載してございまして先ほどご説明しました設置許可の取り扱いと同様の項目を廃止措置計画についても、まとめてございます。
0:21:12	それでは各項目についてご説明して参ります。次のページ 3 ページをご覧ください。
0:21:19	こちらの項目はですね今回の周辺監視区域境界変更によるI措置計画の変更認可申請の要否について記載してございます。
0:21:28	2 段落目の確認の結果から始まる部分に記載しております通り、周辺監視区域境界の変更は、廃止措置計画の本文添付書類の記載事項、
0:21:38	それから線量評価に影響を与えるものではないことから、変更認可申請は不要である旨記載してございます。
0:21:45	詳細な確認結果については次の項目以降に記載しております。
0:21:49	次のページ 4 ページをご覧ください。
0:21:56	こちらの項目は廃止措置計画における、周辺監視区域境界に関する記載と影響について記載をしております、次のページ以降の表にですね、排水計画への影響の有無と理由。
0:22:10	それから修正が必要な図面をまとめております。
0:22:14	次のページ 5 ページをご覧ください。白抜きをご変更ください。
0:22:22	こちらが表 2-1 としましては 1 年計画への影響の有無と理由をまとめてございます。
0:22:29	設置許可と同様にですね表の左の左からですね 1 列目 2 列目にあい措置計画の記載の項目。
0:22:37	左から 3 列目に記載内容、左から 4 列目に廃措置計画への影響の右の端の方の列に理由を記載してございます。
0:22:46	廃措置計画の本文から添付の書類の 9 まで、記載内容確認しております、廃止措置計画の趣旨に変更がないということを確認してございます。
0:22:56	こちらのかいつまんでご説明して参ります。
0:23:00	まず、上からですね本文につきましては、本文の 4 廃止措置対象施設及びその敷地と、当本部の 5 廃止対象施設のうち、改定の対象となる施設及びその解体の方法が関連いたしますけれども、
0:23:14	理由に記載しております通り趣旨、記載の趣旨に影響を与えるものではございません。
0:23:20	一つ飛ばしまして添付書類の 2 につきましては、廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図でございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	こちら規制の趣旨に影響を与えるものではございません。
0:23:34	その下続いて添付書類 3 につきましては後程別の項目でご説明させていただきます。
0:23:41	続いて 8 ページの方をご覧ください。
0:23:50	下の、
0:23:51	段のところですね、添付書類 4 につきましては、排水中の事故の種類、程度、影響等に関する説明書のうち、事故時の線量評価が関連いたしますけれどもこちらの後程別の項目でご説明させていただきます。
0:24:07	続きまして、9 ページをご覧ください。
0:24:14	9 ページの一番下のところにですね追放添付書類 6 としまして使用済み燃料プール、水の大規模漏えい時の使用済み燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について、
0:24:27	こちらに関連することになりますけれども、こちら後程ですね、別の項目でご説明させていただきます。
0:24:35	表については以上でございます次ページです。次の次のページ 11 ページをご覧ください。
0:24:45	こちらはですね廃止措置計画におきまして修正が必要な図面の一覧になってございます。表に記載の通りですね、廃止措置計画の本文の三つの図面、それから添付書類の 2、3、
0:24:57	それから追放、添付書類 6 の図面、合計六つの図面に記載の、周辺監視区域境界、
0:25:04	A の部分の修正をする必要がございます。
0:25:08	次のページ以降の 12 から 17 ページにつきましては、修正が必要な廃止措置計画の図面を示してございます。
0:25:17	続きましては 18 ページをご覧ください。資料の向きを変更ください。
0:25:29	こちらの項目線量評価に関わる影響評価の分析を記載しているものでございます。
0:25:36	3 ポツ、1 項につきましては、平常時と事故時の線量評価地点の選定の考え方を記載しておりますけれども、内容については先ほどの設置許可の内容と同様となっておりますので、説明省略させていただきます。
0:25:51	次のページ 19 ページをご覧ください。
0:25:57	こちらの項目は平常時の線量評価への影響を記載してございます。
0:26:01	添付書類の 3 の平常時の実効線量の計算地点につきましては、1 号炉排気塔を中心に、16 方位に分割した陸が -13 方位の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:11	周辺監視区域公共会場としておりますけれども、
0:26:15	今回の周辺監視区域境界の変更は計算値点にかかわらないことから、線量評価に影響を与えるものではありません。
0:26:23	またですね 2 段落目のなおから始まる部分におきまして、先ほど、設置許可でご説明のありました、周辺監視区域境界のうち、最も敷地境界が拡張された距離が大きくなり時の実効線量、
0:26:37	それから法律元からの距離が最短となる位置の実効線量の確認結果を記載してございます。
0:26:44	次のページ 20 ページには平常時の実効線量の計算地点と線量評価結果の図を示してございます。
0:26:52	続いて 21 ページをご覧ください。
0:26:57	こちらの項目は事故時の線量評価への影響を記載してございます。
0:27:02	廃止し添付書類 4 の事故時の実効線量の計算地点は 1 号炉原子炉建屋を中心に、16 方位に分割した陸が 13 方位の敷地境界所としてございまして、
0:27:14	今回の周辺監視区域境界の変更は計算値にかかわらないことから、
0:27:20	線量評価に影響を与えるものではありません。
0:27:23	次のページ 22 ページには事故時の実効線量の計算地点と線量評価結果の図を示してございます。
0:27:31	閉じて 23 ページをご覧ください。
0:27:37	こちらの項目は使用済み燃料プール水の大規模漏えい時の使用済み燃料からのスカイシャイン線による、周辺公衆の放射線被ばくに対する影響を記載しているものでございます。
0:27:49	廃措置計画の追補添付書類 6 の実効線量の評価地点については、海側方位を除いた敷地境界上でございまして、
0:27:58	使用済み燃料プールからの距離が最も短く、実効線量が最大となる地点としておりますので、今回の周辺監視区域境界の変更は評価値にかかわらない。
0:28:08	ことから、線量評価に影響を与えるものではありません。
0:28:13	次のページ 24 ページには、実効線量の評価地点と、
0:28:17	線量評価結果、
0:28:19	の図を示してございます。
0:28:22	と 25 ページをご覧ください。
0:28:28	こちらの項目は保安規定の変更内容の廃止措置計画への反映の考え方を記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	表の 4-1、下の表ですね、廃措置の工程をご覧ください。
0:28:41	表に記載の通りですね廃止措置につきましては、
0:28:45	廃措置期間全体を 4 段階に区分して進めることとしてございます。
0:28:51	現在の廃止措置計画では、第 1 段階の解体工事準備期間に行う。
0:28:59	具体的事項について記載してございまして、
0:29:02	2 段階の原子炉領域周辺設備解体撤去期間、以降に行う具体的事項については、必要な検討を進めまして、2 段階に入るまでに、配置計画に反映して、
0:29:13	変更の認可を受けることとしてございます。
0:29:16	今回の保安規定の変更内容については、廃止措置計画の本文、添付書類、記載事項の趣旨、
0:29:23	それから線量評価には影響を与えるものではありませんけれども、先ほどご説明しました資料 11 ページに記載のですね、図面の修正については、今後の 2 段階に入るまでに行う変更認可申請に合わせて、
0:29:37	実施したいというふうにご考えてございます。
0:29:39	廃措置計画の取り扱いについてのご説明は以上となります。
0:29:52	東北電力の五十嵐です。では最後に資料 2 の方で前回のヒアリングから変更したところ、中心に開発面のかいつまんでご説明させていただきます。
0:30:03	右下 3 ページ目お開きください。
0:30:07	こちらのはじめにのところで、実用炉規則、前回保安規定に関わる 92 条のみ記載してございましたが、今回の周辺監視区域の境界を変えるということで、
0:30:17	第 78 条、管理区域への立ち入り制限等という項目を追記させていただいて、ページ下にもその抜粋を追記させていただいております。具体的には
0:30:28	78 条の第 3 項が、周辺監視区域に関わる措置を講ずることを定め、定められておりますのでそちらを記載してございます。
0:30:37	それから右下 5 ページ目お開きください。
0:30:40	こちらの前回パワーポイントの方で説明していた内容を少し充実してこちらにも反映したものでございます。
0:30:49	周辺監視区域変更の概要といたしまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:52	今回の変更する理由ですね、現在女川原子力発電所、新規制基準適合に関わる工事進めているところでして、工事の規模進捗に応じて作業用地を確保してきているところでございます。
0:31:07	ただですね設置変更許可段階での想定よりも、後程添付資料 1 でご説明しますが、工事計画認可等で、実際の想定よりも工事物量が増加してきたと。
0:31:20	いうところを踏まところから、作業用地を新たに確保する必要が生じてございます。
0:31:26	ただ、現行の周辺監視区域の中で、そこを確保するのが難しい状況にございますので、今回周辺監視区域境界の一部を変更する、して、作業用地を確保すると。
0:31:39	いう申請をさせていただいてございます。
0:31:41	下の図 2-1 が全体図と拡大図になります後程添付資料 1 の方でご説明させていただきます。
0:31:51	続きまして、ページで言いますと通しページの、10 ページ目をお開きください。
0:32:01	こちらはですね、実用炉規則と審査基準とを保安規定の記載でこれ、こちらが
0:32:09	の規則や審査基準に対して保安規定記載、
0:32:12	の変更有無とか、合っているというところをご説明している資料になりますけれども、
0:32:17	一番左の実用炉規則のところには先ほどと同様に 78 条、追記させていただいております。
0:32:23	また、右側右側の記載の考え方の欄ですけれども、こちら一番最後の、
0:32:29	あたりになりますけれども、
0:32:31	今回周辺監視区域境界の変更後の措置に変更はないということで、具体的に変更前後、それから工事期間中の措置について、後程添付資料 2 の方でご説明させていただきます。
0:32:44	11 ページ目は廃止措置側ですけれども、こちらも同様の事項を反映してございます。
0:32:52	右下 12 ページ目をお開きください。
0:32:59	こちらは保安規定と、設置許可の記載有無、先ほどのものよりは比較的当該する場合箇所を抜粋して記載している、いたとところでございますけれども、
0:33:10	こちらの表 4-1 の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	まず今回の保安規定の記載、措置について書いてるようなところは変更がないですよというふうな記載に直させていただいております。
0:33:22	ただし書きのところ、図面について今ほどご説明したように、設置許可廃止措置、それぞれ資金の補正ですとか、申請に合わせて整合させますといったところを追記させていただいております。
0:33:36	添付資料 3 と 4 の方でも同様の趣旨で
0:33:40	そちら反映させていただいております。
0:33:45	右下 13 ページになります。
0:33:47	今回の作業用地を確保するという点について、少し補足で説明を追記させていただいております。
0:33:56	まず作業用地の概要ですけれども、こちらの、先ほど申しあげました通り設置許可段階よりも、工事物量が増加してきたという状況と、周辺監視区域内に、
0:34:08	用地を確保することは困難という状況でございますので、今回周辺監視区域境界の一部を変更して用地を確保するところでございます。この右の下の図 1 にございますけれども、
0:34:22	黄色はですね、建屋ですとか、或いは緊対所とか保管エリアのようなものがある施設設置エリアで、緑側の緑色のところがこれまでに確保してきたものも含めて、
0:34:35	作業用地を色塗りしたものでございます。変更箇所を赤い点線で囲んでございます。
0:34:42	次のページ 14 ページ目をお開きください。
0:34:47	図 2 は拡大図でございまして、こちらの方に規模感わかるように、少し寸法のところを追記させていただいております。
0:34:56	下半分の 2 ポツの追加の必要性ということで、ご説明させていただきます。
0:35:03	工事計画認可の段階です、建物構築物のうち、土木河内構築構造物の新設分の構造ですとか、液状化対策の詳細がより明確になってございってきたことから、
0:35:17	設置許可段階で当初と、我々が想定していたものよりも物量が増加したという状況でございます。
0:35:26	ただ作業用地式周辺監視区域内に確保することが難しいというところなんですけれども、
0:35:34	具体的には図 2 とあと次のページの図 3 の方で、断面図で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:41	変更前と変更後の工程関係等を示した図を記載させていただいてますが、
0:35:46	このように周辺監視区域境界を広げて作業用地を確保させていただくと。
0:35:52	いうことを今回申請したものでございます。
0:35:57	今回今回こちら、新しく作業用地確保するというのも、認可いただいた安全対策工事をですね、確実に実施して安全性を確保するために、
0:36:08	必要なものでございまして、なかなかどうしても工事するためには必要というところで安易に変えられるものではないということは重々承知してございますが、今回
0:36:20	変更申請をさせていただいたというものでございます。
0:36:23	作業用地 14 ページ一番最後のパラグラフになりますけれども、
0:36:28	作業用地は図 1 に示す通りまず施設設置エリアを除くエリアに設ける。
0:36:35	ということ、必要がございまして、ただすでに多くの範囲で用地の開発が進んでおまして、白いエリアいくつかあると 13 ページの図で白より幾つかあるとは思いますが、
0:36:49	こうしたエリアはですね、土砂のモリタテ適さない尾根が主、主として残されているという状況でして、
0:36:57	後者状況を踏まえる等土砂を盛り立てるための改変面積がさ、最小限で済む、もともと谷地形になっている今回変更するところ、
0:37:08	ここにその用地を設けるというのが最適と判断したものでございます。
0:37:14	またですね、行ったり来たりで申し訳ないんですけど、13 ページの右側の方の敷地の南側の、
0:37:23	南東側のエリアですね、こちらの比較的白いところが残っているとは思いますが、ように見えるかと思うんですけども、
0:37:30	こちら急峻な地形でして、岩盤が露頭しているようなエリアになりますので、なかなか用地を確保するっていう安全面からも、あまり好ましくはないと。
0:37:41	そういった事情もかんがみまして今回のエリアに用地を確保するということにしたものでございます。
0:37:48	15 ページ一番最後のなお書きに記載してございますが、作業用地確保するための周辺監視区域変更というのは、今回安全対策工事上やむを得ずというところではございますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:00	本来からすればあまり好ましい対応ではないということは重々承知しておりますので、現在ですね、今後こういった理由で実施するという予定はございません。
0:38:12	説明ちよつとは、飛ばしちゃいました図の3の方では、これ黒いところが今現行の地形の、になってまして、赤川の森建てた後の地形になってございます。
0:38:25	具体的な受け入れ可能量も、約13万立米というところを有するものとなってございます。
0:38:33	続きまして15ページ目で、周辺監視、周辺監視区域の管理についてですね、ご説明させていただきます。
0:38:42	1ポツ従前の管理は保安規定に定めている柵や標識を設けることで、立ち入りを制限しますといったことは保安規定に記載してございますけれども、
0:38:53	下半分のところですね、具体的な管理方法について、こちらの社内規定に定めてございまして、
0:39:01	今回周辺監視区域境界を変更する箇所については具体的に下の四角囲みのように定めてございましてこちらの用紙を抜粋したものでございます。
0:39:11	1ポツ目は柵を設置することという書いてますが、2ポツ目のところで、
0:39:17	真崎に標識を設置するというのが書いてますが原則として、おおよそ100メートル間隔で設置しているところでございます。
0:39:25	また柵及び3ポツ目で、柵及び標識は月1回巡視点検を行いまして、記録をしております。
0:39:32	4ポツ目で、まさ、この巡視点検の結果等ですね、秘策が破損していたりですとか、
0:39:40	標識の文字が明確に判別できない、そういった異常があった場合には当然ながら取りかえまたは補修等の必要な措置を講じてございます。
0:39:49	また異常まではいかないものの、このまま状況を継続してしまうと、いずれ異常に至ると、そういう所見があった場合も同様に対応することとしてございます。
0:40:00	17ページ目、お願いします。
0:40:03	今回の周辺監視区域境界の変更の工程を示したものでございます。この図1は工程を示してございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:12	まず最初にこの緑の線ですけども、仮設の門扉を設置することとしております。こちらはですね先ほど地形の話をした時に二つの谷が連続する。
0:40:24	形の地形になってございまして、また境界の外側は現在森林となつてございまして、なかなかその敷地の外側から、
0:40:34	こちらの周辺、新しい柵を作るために、アクセスするのはちょっと難しいという地形でございまして。
0:40:41	また樹木を伐採するという必要もございまして、
0:40:46	現在の境界のところ、仮設の門扉を設置する必要があるものでございまして。
0:40:52	なので緑の下の図1で言うところの一番左下の1画1と書いた図でございましてこの緑の点があるところに、仮設門扉をまず初めに設置いたします。
0:41:04	続けてこの黄色い
0:41:07	2番のところですね、黄色い策、新しい策を先に設置しまして、
0:41:12	この柵や標識の設置が完了し、かつ保安規定の認可いただいたところの二つの条件が整ったことをもって、周辺監視区域の境界を変更いたします。
0:41:24	で、既設の柵ですとか、仮設のものの撤去というのは変更した後に、順次撤去していくということを考えてございまして。
0:41:33	税、17ページ下の方の3ポツ、この仮設門扉運用している期間の管理、やはり仮設になりますので、通常の管理に加えて対応することを、対応をとることとしてございまして。そちらをご説明いたします。
0:41:50	最初のパラグラフ今ほど申し上げた地形の関係上仮設門扉を設置する必要がございましてということで、説明してございまして。次のページ、18ページに図面とか写真を掲載してございまして、
0:42:05	図2が実際にこれ仮設門扉を設置する場所で、2地点ともほぼほぼこういう地形となつてございまして、ちょうどあの谷底に当たるようなところになってございまして、出るとすぐ外側、森林と、
0:42:19	なつてございまして、なかなかこう外側から人が、現行なかなか人が近寄れない場所でもないんですけども、
0:42:29	九州の斜面ではなくて比較的平らになるところ、ここに門扉押す、設置するということにしてございまして。
0:42:37	当然ながらの仮設の御日ですとか、この図3と14がこの図3が、上から見た平面図で、図4が正面から仮設のものを見た時になってござい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ますがこちらの既設と同じ、同等のものを設置することとさせていただきます。
0:42:52	容易に破損しないように金属製なものですとか、人が入らないような高さとか忍返しこちらを設けたものでこれは既設と同等のものを設置することとさせていただきます。
0:43:05	具体的な寸法として図に記載している通り、門扉がおおよそ幅 3メートル。
0:43:11	で、少しその門扉につなぐところの仮設作を含めると、おおよそ約 5メートル程度になるというものでございます。
0:43:34	続けて 19 ページ目お聞きください。
0:43:39	仮設門扉す、設置するまでの期間に、人が入らないようにするにはやはりまず仮設門扉を先に設置して、当該箇所の既設の柵を撤去すると。
0:43:51	いう流れで対応いたします。
0:43:54	先ほど言った地形の外側から入れないっていう状況と、先に仮設をて、設置しなきゃいけないという状況から、どうしてもですね気持ち、1メートル程度、1、最大で 1.5メートル程度ですね敷地の、
0:44:08	内側に仮設の門扉が入ってくると。
0:44:11	いう状況にございますので、
0:44:13	これを踏まえて、仮設門扉運用期間中は、通常の巡視点検だとか管理に加えて、表 1 に示すような措置を講じることとさせていただきます。
0:44:25	具体的には日中は専属の監視人を配置したりですとか、図 5 に示すように、
0:44:31	当該のその内側に入るところの両脇と両脇に看板を設置すると。
0:44:38	いう措置を講じます。また、夜間休日のところ人がいない時間帯は、門扉を施錠したりですとか、
0:44:45	あとトラロープ等、看板を追加で設置して、ここが境界ですよということたち立入禁止するということを明示させ、する対応を追加で取らせていただくこととしております。
0:44:59	20 ページ目お聞きください。
0:45:02	こちらは周辺監視区域変更後の管理ですけれども、こちら先ほどご説明した変更前と全く同様の管理をするものですので詳細は割愛いたします。
0:45:14	21 ページ目から以降は、設置許可と保安規定の
0:45:20	比較したものですけれども、今回保安規定、先ほど申し上げたように記載に変更がないですよということと、23 ページ目の方ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:31	23 ページ目の方では、
0:45:34	図面の方は、先ほど設置許可廃止措置それぞれからご説明したように、今後の補正なり、申請の時に合わせて変更することで、整合させますと。
0:45:46	いったところを 23 ページと、
0:45:48	26 ページのところ最後のところに記載させていただいております。
0:45:54	資料 1 の方は、これまで載せご説明してきた三つの資料のエッセンスを、こちらの方にも反映してございますが、内容としては、ご説明、重複しておりますので割愛させていただきます。
0:46:07	当社からご説明以上となります。
0:46:15	それでは質疑に移りたいと思います。藤清町側から何かありますでしょうか。
0:46:29	規制庁の長江です。
0:46:30	ちょっと選果よりも資料自体を充実し、充実されたので、全体としてはしっかりしてきたと思います。
0:46:40	それでそれをベースに、
0:46:44	少しちょっと確認も込めて、質問したいと思うんですけども。
0:46:51	今夏飯野やっぱ一番大きいところは、
0:46:58	やっぱ周辺監視区域なんで、影響としては平常時被ばくがその当該周辺監視区域の 16 ポイントで評価してるっていう点で、
0:47:09	一応
0:47:12	確認スルー、
0:47:16	ポイントとしては一番重要だと思ってますんで、そういう意味で
0:47:20	もう 1 通出されてるそのせ、設置許可基準、設置許可基準事項とか、あと
0:47:28	フィルタベント放出時の 5mm の確認の評価の結果っていうのは、
0:47:36	LOCA であと追加解析距離のサーベイを入れたものも入れていただけてるんですけど、
0:47:42	ここまでやる必要はなくて、むしろ今の DBA とか、フィルタベントの炉心損傷防止の評価方位がね、
0:47:52	今の拡張する、
0:47:56	2 方位と全然かぶってないっていうことがむしろ示せばいいのかなと思うんですね。そうしないと、
0:48:03	すごい事故の方のウエイトが大きく見えちゃうんですけど、
0:48:11	実質的には何ていうんすかね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:17	平常時の被ばく食うのその評価されてるような距離で、今のものと何て言うんすかね平常時の全体のやつの中の希ガスが一番効いて、その希ガスについても
0:48:33	もともとのSE、SE靴っていうところはあんまり聞かなくて、
0:48:37	それと多少距離が変わっても変わらないよねっていうその話が主体だと思っうんですよね。
0:48:44	だからその事故の話をもう少しこう、
0:48:47	何て言うんすかね。この図、図を載っけるのであれば、
0:48:54	あれなんですけど、例えばわかりやすい、ちょっと目につくところでパワーポイントの一番最初の資料でいうと、
0:49:04	今事故の話が、
0:49:07	5 ページ。
0:49:10	5 ページ、パワーポイントの上の四角で囲った後、5 ページとか 6 ページとか 7 ページの 3 枚に、
0:49:18	あるんですけど、
0:49:22	ここですごいわかりにくいんだよね後ろの図でも同じだと思っうんですけど、要はこの 5 ページの図で言う、SSWと数のところの赤い丸が今回、
0:49:37	変わるところなんだけど、もともと事故の評価って敷地境界でやってるじゃないですか、敷地境界でやってるから、もうそれは周辺監視区域とは全然別物だっという取り扱いでいいと思っうんですよ。
0:49:50	だから、
0:49:52	事故の場合は、周辺監視区域の変更ってもう全然関係なくっもっと外側の敷地境界でやってるから、もともと周辺監視区域の変更は全然関係ないんだっというそういうスタートでいいと思っうんですよ。
0:50:05	それでプラス参考までに、
0:50:09	これまでやったDBAとかSAの一部の評価方位っというか、一番厳しいところの方には、ここですっというのが示されればいいんで、その
0:50:20	この中の例えば 5 ページのね、例えば放射性液体廃棄物とか燃料集合体の落下とっかっというのいろいろ書いてんだけど、
0:50:28	どこだっというのが示されればいいんですSEなのかSEなのかとっかっそれそれがわかればいい図で十分じゃないかと思っうんですよね。
0:50:38	線量とっかもあつた方がいいと思っうんですけど、要は、実効線量で、一番厳しい方位は事故のときどれですっというのがわかつてそれが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:49	今、関心のレースとかSSWとも全然関係ない方位だと思ってるんですけど、
0:50:55	という整理の方は事故をもう少し軽くした方がいいんじゃないかという。
0:51:00	そういう趣旨ですね。
0:51:04	それからちょっと今、
0:51:07	気づいたんですけどこのパワーポイントでね、
0:51:11	パワーポイントに1ページ目に
0:51:14	何ていうかね
0:51:15	変更の概要が書いてて、
0:51:19	これすごいまとめて書かれてて、
0:51:24	皆さんの関心がわかるんですけど、この1ページの下のね、
0:51:30	要はその土盛り取りっていうモリタテっていうんですか
0:51:33	要は土砂を埋める。
0:51:36	ところろのやつを書かれてるじゃないですか。
0:51:40	で、この変更概要のところにその何ていうかね周辺監視区域を変更するんだけど、
0:51:50	背景としては工事を
0:51:54	やってその埋めたテール埋め立てじゃなくて工事の、その出てくる土砂をちゃんとその処理する場所とか、
0:52:03	埋めましする場所を確保、
0:52:08	したいんですよねって書かれてるんですけど、この下のね、今、
0:52:14	この説明自体は後の資料に出てくるんで、
0:52:17	わかるのであってその最初の取っかかりはさ、変更概要はあくまで、周辺監視区域が、
0:52:25	変わりますよっていうそこだけの頭出しでいいんじゃないかと思う。要は、
0:52:29	1例Cの話を、下のところをなくしたような、2ページねようは、
0:52:35	周辺監視区域の変更のその2ページのね、変更前変更後っていうのが、今回の
0:52:45	周辺監視区域変更の
0:52:47	なんて何人かの
0:52:51	対象ですよっていう、むしろそのそ、そっからスタートした方がいいんじゃないかという、そそういう、資料としてはそういう、
0:52:59	作りがいいのかなとも思います。
0:53:03	それでこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	ちょっとパワーポイントの方だけ言うと、
0:53:08	何て言うんすかね重要な平常の比婆食うのところの、
0:53:14	周辺監視区域の平常被曝の影響のところは8ページの方ところから出てくるんですけど、これをむしろ何ていうか、もっと前、前に持ってきて、その
0:53:27	平常はちゃんとした表カーをやってて、
0:53:32	影響としてはこんな程度で済むんですよっていう話を、5番と言ってそれから事故はちょっと軽くして、
0:53:39	もともと周辺監視区域じゃなくて敷地境界の評価なんで関係なくて、関係ない上にさらに全部の事項を
0:53:48	見たけど、SとかSSWは関係ない方にピークは、評価点は出てますよっていうそういう整理でいいのかなと、ちょっと
0:53:58	思いましたので、その辺、このパワーポイントが7日に行っても最後、
0:54:05	まとまって出てくるんで、ちょっともう少し、
0:54:12	ちょっと工夫されればいいかなと思いますんでここまでは、前段なんですけど、ここからがちょっと
0:54:20	ちょっともう少し中身の話になるんですけど、
0:54:28	この前私も十分理解してなかったんですけど、この図でいくと、
0:54:36	パワーポイントでちょっと絵が大きいのでわかりやすいので9ページでパワーポイントのね、先ほどの話で、
0:54:44	周辺監視区域を6、最大で60メートルとか、ずらしますよっていう、絵があるんですけど、基本的に
0:54:55	この辺り全部その黄色いところってというのは、
0:55:00	何て言うか左側の面々全体が土砂で埋め立てられて嵩上げするっていう、そういう工事になるというふうに理解してるんですけど、
0:55:13	この前ちょっと私言ったかと思うんですけど、あんまりす。
0:55:18	設置許可カーと、保安規定が不整合になるってあんまりよろしくないと言って、その結局ここを埋め戻した後ね、埋め戻した後、
0:55:30	埋め戻した跡地に、
0:55:33	もう一度その柵を作るっていう意味では
0:55:37	9ページの絵でいくと、
0:55:40	黄色の線に沿ったフェンスを建てるんじゃないかと、その
0:55:46	一旦
0:55:48	殊、現状のその周辺監視区域のこのフェンスを一部取って工事した後、埋め戻した後にもう一度同じ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:58	青のラインに、
0:56:00	周辺監視区域のフェンスを、元の池に戻すってこと自体はね、ちょっと私工事の
0:56:08	何でどれだけの
0:56:10	難しさとかそういう、
0:56:13	何て言うのかやり方とか
0:56:16	費用の話は別にしてそういう、
0:56:18	純粹に皆さんのご都合で、土砂を埋め立てるところ、2項工事ができるような形にされるんだから、
0:56:29	遡行が埋め戻した後は埋めた後は、
0:56:34	元の位置に戻せるっていう、そのフェンス自体はねこの上に、ももっ土を持った上にそのフェンスを設けるっていうこと自体が、諏訪瀬野道具の素人なんでわからないんですけど、それほど
0:56:48	難しいとか、べらぼうにその工事費用がかかる。
0:56:53	かつての全然わからないんですけど技術的に
0:56:56	皆さんがその黄色の
0:56:59	新しい
0:57:00	ところにこだわるっていうところのその説明をちょっとしていただけませんか。
0:57:10	はい。東北電力の猪股です。
0:57:14	す。コメントをありがとうございますまず、線量の件は拝承いたしましたまずちょっと事故時の件ですけど、
0:57:27	どちらの方位がというので書かさせていただこうかなと思いますただ、事故時ですと、相対線量と相対濃度、それぞれ最大の方位を、
0:57:39	事故ごとに評価してございますので、この事故はこちらの方位という言い方はちょっとなかなか難しいので、その事故の相対線量、
0:57:49	あと相対濃度をそれぞれどの方位かというのをわかるように、どちらの方位で評価しているかというのをご説明させて、わかるように記載したいと思います。
0:58:00	具体的には資料には、御所一応言葉では記載してございますが、LOC A時であればNNW、
0:58:11	等を、気体廃棄物の破損であれば、
0:58:16	NNW等SEという方位が評価法になってございますので、今回の敷地、周辺監視区域境界の変更の
0:58:28	方位とは違う方位で評価している最大、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:32	Aの線量の評価をしているというのがわかるように記載させていただきたいと思います。そこは修正いたします。あと順番についても、
0:58:43	すみません市長永井ですおっしゃることはわかるんですけど、あんまり何でヨウ素と希ガスの二つ方位が別にあってねって、もう関係ない話になってるんで、
0:58:56	最終的には、その下で言うとね、直接線スカイシャイン線がそれに加わってそれが一番効いてくる結果になるんで、そのグロスの値、
0:59:05	遠い。
0:59:06	が、込み込みになった。一番そのまとまった方位が、申請書載ってる、シーベルトになってるんで、その方がどこかってのわかればいいんですよ。1ヶ所、6について、だから、
0:59:19	蒲池リーダー級とそんな分けて書く必要はなくて、私の言ったのは実効線量で、最終的に直接線スカイシャイン線も含めた一番、
0:59:29	厳しい方位はここですと1ヶ所でいいと、他の事故も同様。
0:59:33	ていう、そういうつもりで言ったつもりです。
0:59:36	わかりました廃止をいたします。
0:59:39	そそれを書かさせていただきたいと思います。
0:59:41	また順番についてもまず線量影響を先に書いてそのあとに設置許可、その結果設置許可の、
0:59:49	影響があるのかないのかという順番で整理をさせていただきたいと思います。
0:59:55	あとフェンスの件は、ちょっと説明者変わります。
1:00:12	の東北電力の尾崎でございます。フェンスを、あと戻せないかというお話だったと思うんですけども、おそらくその技術的にはそれは、
1:00:22	可能なのかなと思いますただ、
1:00:27	こういったですね土を持った後っていうのも、
1:00:31	いずれにしてもですね、土地を管理していく必要がございます。
1:00:36	特にここ今、図には書いてませんが排水設備というものをですね設ける。
1:00:41	ことが求められています。これ別途、
1:00:44	もし日本に基づく林地開発協議というものを、
1:00:48	実施してございますけどもそれによれば、
1:00:51	しっかり排水設備をつけてそれをしっかり管理していく必要がございます。やはり雨が降ればそこに、
1:00:58	水、排水炉に土砂がたまってしまうとそれから水が溢れて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:01	少しこう、
1:01:03	土が出てしまうとか、そういうもございますので、継続的な管理が、
1:01:08	必要なり、なりますので、こういった一度広げた手配水路を、連続的に つけますので、そういった管理の面からは、この黄色の
1:01:19	部分をですね、この残した形の方が、やはりサイドの安全面では、有利 かなというふうに考えてございます。以上でございます。
1:01:29	うん。規制庁永井です一応そのオオハシの
1:01:34	直接通をお聞きしたかったのは
1:01:37	私の言ってるその元に戻すっていう案自体がね、今のお話の中でそん なに
1:01:43	無茶苦茶なんていうの技術的に難しいことをやってるわけじゃなくて排 水の処理をするっていうことであれば、その
1:01:51	従前のものも含めて、その埋め立ての、
1:01:57	内数っていうか、その今の黄色にスルーにしても、その黄色の末端の領 域についてもやはりその埋め立ての影響があるんだから、
1:02:08	そこともう少し何十メートルか、その内側に入りますけど、
1:02:13	そこについても同様の管理ができて同等の
1:02:17	んな、全然その土の
1:02:20	土砂の災害に対する
1:02:23	防護っていう点で同等で確保できるっていうんであればそのフェンスは その元に戻せるっていうふうに
1:02:31	私は感じたんですけど、そ、それは間違ってますかね。
1:02:40	すみません規制庁の長井です
1:02:43	今ここで何か結論を出してくれっていうつもりは全然なくて、基本的には そのせ、私が言いたいのはその設置許可と基本的に整合性をもって、
1:02:55	はやるのは、基本的には
1:02:58	正しいやり方なんで、例えば他の電力会社もそういうこの度捨て場の話 で、最終的に、
1:03:05	元に戻すっていう会社がありますので、同時期に申請されているので、 そういう皆さんの会社の
1:03:13	工事に無理があるのかどうか、技術的にどうかっていうのを、
1:03:17	この場で確認したいわけじゃなくてもう少し持ち帰っていただいて、中で 検討していただいて、
1:03:25	私の言った意見も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:28	無理があるかもしれませんので、また返していただければいいということですので、
1:03:36	あ、はい、東北電力尾崎でございます承知いたしました。
1:03:40	はい。ちょっと持ち帰ってちょっと整理させていただきたいと。
1:03:45	思います。はい。いずれにしても、少し戻したとしても、やはり降灰水路が柵を貫通しなきゃいけないとかっていう、
1:03:55	今度このセキュリティの面とかも、
1:03:57	ございますので、その辺りも踏まえた整理をしたいと思います。以上です。
1:04:03	規制庁仲です。よろしくお願いします。
1:04:13	何かありますでしょうか。
1:04:17	宮本です。
1:04:20	前回指摘したことに関して比較的たくさんあったかってしっかり資料作り作成していただいたので長井の指摘を踏まえて、少し広げ過ぎたところと、
1:04:35	その分その視点がちょっとばらけちゃうっていうか本来、9のところがまずメインで確認した上で添10は今、発言あったように、
1:04:47	敷地境界ですので少し1段落としてっていう形になると思います。
1:04:52	あと、最後ちょっと長井の方の話があったり、9ページの県のその敷地のところの戻す戻さないところはよくちょっと整理してもらったほうがいいかなと思っていて、今ちょっとさっき、
1:05:02	先ほど説明された内容が、
1:05:05	ちょっと中身がちょっといまいよくわからないところがあるので
1:05:09	どういう面で事業者としてこう考えたっていうところの
1:05:15	要は理由、理由づけも含めてしっかり
1:05:19	確認していただいて、最終的な結論をこちらに提示いただければなと思います。
1:05:33	規制庁のカタギリちょっと教えていただきたいんですけども資料3の、
1:05:41	32ページをお願いします。
1:05:48	ここに風洞実験の結果が載っていて上2、HS101ですか、であってこのHeが有効高さだと思うんですけど、
1:06:00	これって右側の表とは合ってなくてちょっとそこら辺はどういうふうに見たらいいのかっていうのを教えてください。
1:06:12	はい。東北電力の猪俣です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:17	まず、
1:06:18	そうですね 32 ページの表、表の方ですけど、一位が
1:06:27	府風洞実験の結果の有効高さ、
1:06:33	になります。
1:06:35	これは
1:06:38	NNEー
1:06:40	行為の結果を載せて、
1:06:43	ございましてええと、
1:06:47	違うな。その
1:06:53	平常時の、
1:06:55	有効高さの結果を整理したものが、33 ページ。
1:07:01	ではございますが、
1:07:03	ちょっとこの図が
1:07:07	すいません 3 号増設のときに、
1:07:14	風洞実験やり直してございますが、そのときのものかどうかちょっと確認して、衛藤。
1:07:21	適切なものになっているか、ちょっと確認したいと思います。申し訳ございません。ちょっと。
1:07:29	それを確認して回答させていただきます。
1:07:32	規制庁の開設、32 ページNEの後に 1 号って書いてるのと、あと 38 ページこれ 3 号って書いてこれは 1 号炉 3 号炉っていう意味でよろしいでしょうか。
1:07:44	おっしゃる通りでして
1:07:48	2 号の今回の新規規制基準適合性審査の時に、お見せしている放出への有効高さを
1:08:02	表だと思われま 33 ページはですね、これは 2、2 号 2 項 3 号の排気塔からの、
1:08:10	放出下の有効高さをお示ししている表になっている可能性がございまして、一方、32 ページが 1 号の風洞実験結果ということで、ちょっと
1:08:21	今回の家、すいません
1:08:28	ちょっとつけているものがちぐはぐになってる可能性がございしますので、ちょっと確認して、江藤大胡再度ご説明したいと思います。
1:08:38	経常のカタギリですとその中身について整合されが取れてるかどうかっていうのを確認していただいてもし何か

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:45	この場合は見方みたいな、何か注釈か何かでも入れていただいでちょっと内容わかりやすくしていただけたらと思うのでよろしくお願いします。はい。東北電力の渡最初しました 32 ページの、
1:08:59	風洞実験結果の方を注釈入れさせていただいて
1:09:04	どのように見見るものなのかというのをわかるようにしたいと思います。
1:09:10	安心安全規制庁の仲です今のにちょっと関連してね、
1:09:14	その 35 ページの評価結果なんですけど、
1:09:21	ここも基本的には事故と同じG、
1:09:27	考え方で、一番大事なのはその 35 ページの平常時被ばくの結果で、そのSEで 13mSv。
1:09:37	これ、これは希ガスだけかその前のページの
1:09:40	34 ページですかね、34 ページの
1:09:43	表の 3-2 で出してる。
1:09:47	合計 123 で、北伊井。
1:09:50	北井それから同Gで要素とった場合って 16 が
1:09:56	一番重要なポイントでそれが
1:09:59	希ガスが聞いているんで、そのSEの 13 ですよねっていう話でここ出されてるんで、
1:10:07	この 13、16 っていうのはおそらく 1 号 2 号 3 号の合計の値のはずなんですよ。
1:10:16	で、ちょっと今のお話でちょっと風洞実験の話とか、今回の評価で
1:10:23	何ていうかね本質高さを変えて距離を変えてるんだけど、
1:10:28	それっていうのがちょっとわからないんですけど
1:10:32	これだと 2 号、2 号だけをこういじったのか、また、全体の企業の方もあ
1:10:42	今回出してる 5.1 とか 4.7 っていうのはおそらく、1 号 2 号 3 号の希ガス
1:10:54	だけを、この方位で、放出位置とか違うんで、
1:10:59	足し込んだやつだと思っただけ、それと同じ方法で、
1:11:05	なぜ間の、2 点、1 点ですかね。
1:11:09	A. B. か 2. 計算されてるんでそれが
1:11:14	同じ方法でトレースされて、
1:11:17	そういう数字になったのかどうかそこも含めてちょっと。
1:11:21	説明いただけますかね。
1:11:21	東北電力猪俣です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:23	おっしゃる通り、平常時被ばくは、1号2号3号すべてでの5ユニットからの放出を足し合わせた結果になってございます。
1:11:34	で、今ほどのご指摘はちゃんとその影響を見るにあたって、1号も2号も3号も、
1:11:45	ちゃんと有効高さの影響を加味して評価したもので、
1:11:51	あるかというご指摘だと思いますので、そのように評価したのになっていると思いますが改めて、ちょっと確認した上で、
1:12:03	ここに付けている図面、
1:12:05	も含めて、適切なものかどうか確認して、改めてご説明したいと思いません。
1:12:14	規制庁の永江です。それでちょっと今議論してて思ったんですけど、
1:12:20	そうするとむしろもう、何て言うんすかね
1:12:25	今ある事故と同じような考え方で
1:12:29	13、13に対して、もうどっちみちこの5.1と4.7っていうのがあって、それとその間にあるものが
1:12:39	それほど評価結果に影響してくるものはないってのは自明だからあんまり
1:12:45	そこまでやる必要ないのかなと思う。もう最初は
1:12:50	地形の変更でねやっぱり距離の影響出てくるからピークが変だと嫌だなんていう、細かい議論にしちゃったんですけど、今思えばもう、
1:12:59	そこまでやる必要がなくて、むしろ
1:13:03	ちょっと先生とか、委員の方にそんなに風洞実験とか線量評価に詳しい先生がいるわけではないんで、あれだと思うんですけど、
1:13:12	要は土盛りをして何十メートルか上げたと聞いて、
1:13:17	もういっぺん風洞実験やり直せよとか影響出るじゃないかとかって言われるのは、嫌だ、どっちかってそうそういうあんま本質じゃないところに焦点当てても仕方ないんで、
1:13:28	その今のその有効高さを変えてどうのこうのっていうそこまでやる必要ないのかなと整理の仕方でね。
1:13:36	むしろその方がシンプルでいいのかなというちょっと気がしましたんでそこもちょっと検討していただきますが。はい。東北電力猪俣です。ご指摘をいたしました。
1:13:47	実際評価にあたって、8メートル程度加えた評価というのは、結果にほとんど影響を与えないので、この辺、本当に必要かどうか改めて検討したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:02	規制庁の長井ですよろしくお願いしますそれであと、皆さん、皆さんが
1:14:10	原子力学会の原子力学会の風洞実験の手引きみたいなもので引用されているところがあったんですけど、
1:14:19	我々役所の方なんで、昔の保安院時代にね、風洞実験の
1:14:27	やり方とか
1:14:30	その手引き的なものをね、出してるのがあるんですよちょっと私もうちょっと部門買っちゃったんでその昔は持ってたんです今ない、手元がないんで、皆さんのそのサトウさんとかもって古い方はご存知だと思うんですけど、
1:14:44	保安院時代に出し、後はインカム染めていい時代かわかんないんですけど、
1:14:49	その大元になってルーない内規扱いのものはまだ生きてるんで、それ、多分お持ちだと思いますので、そこでね、
1:14:59	風洞実験とか増設のときのやり方が今の原子力学会で考えてるやり方に
1:15:07	相当してるのかどうかってそこ、そこだけは、ちゃんと確認して、ちょっと説明していただきたいんですよ。
1:15:15	はい。東北電力猪股です。拝承しました風洞実験の基準の方の内規の、
1:15:25	考え方を確認して、ご説明したいと思います。
1:15:29	議長ないですよしょうございます土砂の方ですから、土砂の影響、埋め埋めをどうした土砂の高さが変わるっていう方の影響ですからね、念のためですはい。すいません。
1:15:42	はい。東北電力イノマタです拝聴しました。
1:15:59	はい。
1:16:00	他に何かなければ、
1:16:03	東北電力本店さんいかがでしょうか。
1:16:08	東北電力本店です。こちらは特にございません。
1:16:14	対面の方が大丈夫でしょうか。
1:16:21	本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。